

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市住民基本台帳等事務システム標準化対応支援業務（令和５年度）（その２）

2 契約の相手方

ITbook株式会社

3 随意契約理由

現行の住民基本台帳等事務システムを令和８年１月にガバメントクラウド上で稼働する標準準拠システムへの移行を計画しており、令和５年度より移行開始予定である。

これまで移行実施に向けて、令和４年度には「大阪市住民基本台帳等事務システム標準化対応支援業務」委託契約を総合評価一般競争入札により ITbook 株式会社と契約締結し（令和４年６月８日～令和５年３月３１日）、移行に向けた各種支援を受け、移行業務内容の調整を行った。令和５年度も継続して移行支援が必須となったため、当初契約事業者の ITbook 株式会社と随意契約を締結し（令和５年４月１日～令和５年９月３０日）、継続して各種支援を受けてきたところである。また標準化移行の本格実施に伴う支援を受けるための支援業務を総合評価一般競争入札により業者決定し、令和５年１０月１日より契約開始予定であった。

しかし、令和５年３月にデジタル庁は「データ要件・連携要件標準仕様書」を改訂し、使用する文字が変更となり、地方公共団体のガバメントクラウド利用に係る新規事項を公表したため、本市の標準準拠システムへの移行に関して、想定外の変更事項が生じた。そのため、当初計画していた支援内容も変更する必要性が生じ、令和５年３月から７月まで支援業務の仕様の再検討・再調整を実施せざるを得ない状況となった。その結果、当初、予定していた令和５年６月入札公示の総合評価一般競争入札を実施できなかった。

再検討した仕様書に基づき、適切な入札実施期間を確保したうえで総合評価方式による入札を執行すると、入札公示は令和５年１２月、履行開始は令和６年４月とならざるを得ない。

現行の支援にかかる契約は本年９月末までであり、このままでは令和５年１０月から令和６年３月までの６か月間は支援を受けられないことになる。

しかし、令和５年１０月から令和６年３月までは住民記録・印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行開始初期であり、多くの方針決定が必要となる重要な時期である。特に、標準準拠システムに実装する機能と、BPR により業務を見直すものについて、移行計画、令和５年１１月に方針決定する必要がある。また区役所等現場

の業務に大きな影響を与える判断を的確かつ効率的に実施するには、現行の状況を踏まえた継続的な支援が不可欠である。そのため、令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月までの期間で、これまでの支援内容を網羅した現行支援と同等の効果的かつ継続的な支援が必要となった。

急遽必要となった当該期間の支援業務を現行と同等の規模で効果的に実施しようとした場合、競争入札に付すと履行期間及び経費の節減が確保できず不利となる。

以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づき、当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった業務について、現在業務を委託している ITbook 株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－4305－7345）